

全国保健所管理栄養士会規約

第1章 名称と事務所

第1条 本会は、全国保健所管理栄養士会と称する。

第2条 本会の事務所は、東京都新宿区におく。

第2章 目的と事業

第3条 本会は、保健所管理栄養士の知識と技術の向上を図り、会員相互の連携親睦を図り、もって、国民の健康づくりに寄与し、わが国の公衆衛生の向上に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保健所管理栄養士の業務に関する事項
- (2) 研修に関する事項
- (3) 調査研究に関する事項
- (4) 情報の収集及び提供に関する事項
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 会員と組織

第5条 本会の会員は、次の各号のいずれかに該当する管理栄養士、栄養士で、別に定める会費を納入したものであるとする。

- (1) 保健所に勤務するもの
- (2) 都道府県（政令市・中核市を含む）・指定都市、特別区で本庁の保健所管理栄養士業務を所管しているもの
- (3) 本会の趣旨に賛同するもの

第6条 本会会員になろうとする者は、入会申込書に別に定める会費を添えて提出するものとする。

2 本会会員を退会する者は、6月末までに退会手続きをするものとする。

第7条 会員は、次の各号のいずれかに該当すると理事会が決定した場合には、会員資格を失う。

- (1) 第5条の各号に該当しなくなったとき
- (2) 本人より退会の申し出があったとき
- (3) 会費を滞納したとき

第4章 役員

第8条 本会に次の役員をおく。

- 会 長 1名
- 副会長 2名
- 理 事 若干名
- 監 事 2名

第9条 会長、副会長は、理事の互選により選出する。

- 2 理事は、会員の互選により選出する。
- 3 理事に会計担当2名を置く。
- 4 監事は、会長が委嘱する。

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会長の職務を代行する。
- 3 理事は、会長および副会長とともに理事会を組織し、この会の業務の執行にあたる。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行う。

第11条 役員任期は、2か年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

第5章 顧問

第12条 本会に顧問を若干名おくことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べるができる。

第6章 理事会

第13条 理事会は必要に応じ会長がこれを招集する。ただし理事の3分の1以上が会議の目的事項を示して請求した場合には、会長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

第14条 理事会は、この規約に定められたもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に附議する事項
 - (2) その他会長において附議する事項
- 2 理事会は、理事現在数の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、あらかじめ通知された事項について書面で意思表示したものは出席者

とみなす。

- 3 議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 4 緊急を要し、理事会を開催することができない場合は書面審議により議決することができる。

第7章 総会

第15条 総会は年1回以上開催し会長が招集する。

ただし、監事の連名又は会員の4分の1以上が会議の目的事項を示して請求した場合は、会長はすみやかに総会を招集しなければならない。

- 2 会議に議長、副議長をおく。議長、副議長は会員の中から選出する。
- 3 総会は会員の2分の1以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。
ただし、あらかじめ通知された事項について書面で意思表示したものは出席者とみなす。
- 4 議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決める。
- 5 緊急を要し、総会を開催することができない場合は書面審議により議決することができる。

第16条 総会はこの規定に定められたもののほか重要な事項として会長が特に附議した事項を審議する。

2 会に付議しなければならない事項は次のとおりとする。

- (1) 会規約の改廃変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算
- (3) その他、特に必要と認めた事項

第8章 会計

第17条 本会の会計は、会費・寄附金及びその他の収入をもってこれにあてる。

- 2 本会の予算は、理事会の議決を経て総会の承認を受けなければならない。
- 3 本会の決算は、監事の監査を経て理事会の決定を経、総会の承認を受けなければならない。
- 4 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第9章 事務局

第18条 本会に事務局をおく。

- 2 事務局に関する規定は理事会の議決を経て定める。

第10章 規約の変更

第19条 この規約は会員の3分の2以上出席した総会において議決しなければ変更することができない。

第11章 雑則

第20条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附則

この規約は、平成19年1月19日から施行する。

この規約は、平成20年1月25日から施行する。

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

この規約は、平成27年7月11日から施行する。

この規約は、令和元年8月31日から施行する。

この規約は、令和3年7月1日から施行する。

全国保健所管理栄養士会内規

(顧問)

第1条 顧問は次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 一般財団法人日本公衆衛生協会理事長の職にある者
- (2) 全国保健所長会長の職にある者
- (3) 前任会長等その他会長が必要と認めた者

(会費)

第2条 規約第6条に定める会員の年会費は、4,000円とする。

2 会員は、その年度の6月末日までに会費を納入しなければならない。

(事務所)

第3条 規約第2条に定める本会の事務所は、一般財団法人日本公衆衛生協会（東京都新宿区新宿1丁目29番8号におく。

附 則

この規約は、平成19年1月19日から施行する。

この規約は、平成20年1月25日から施行する。

この規約は、平成27年7月11日から施行する。